

# CAN DO

## “可能性への挑戦”



### 第70号

金田会計事務所通信

#### 【 何者？ 】

年が明けても相変わらず、世界はいまだにどちらに転ぶかわからない不安定な状況が続いています。新しいことに積極的に取り組む意欲があっても、様々な障壁が待ち構えています。そうではなく、時代や環境に左右され、振り回されているだけならばかなりしんどいことになります。なかなか一人では太刀打ちできない現状を如何にして打破すべきでしょうか。

自らが望み選んだわけでもないのですが、感覚的には3割ほどの時間と意識を公的な業務に取られています。やるべき仕事は一生懸命に取り組んでしまう性格なのでその方面でも評価を得て、上下左右と人脈もかなり広がりました。ありがたいことに最近は事務所の仕事面でも良い影響がでています。

若者のように、世の中すべてを自分だけでできるなどと考えることはありません。その道での専門家とのお付き合いも増えました。誰とでも良いというわけではなく、利害のみですり寄ってくる人には仕事として割り切る場合もありますが、少し距離を置いています。その点、公的な会の運営に対してどれだけの貢献をしているかはその人を測るバロメーターになります。相性といわれるものはそんなところに潜んでいるかもしれません。

このような空間的な広がりを得て、自分に不足しているところは積極的に相談することにしています。しかしそればかりを頼りにするのは危険です。それとともに正しい判断をするための知識や経験はますます重要となり、総合力を強化することに励む努力がかなり大事になってきました。結局は自分自身が問われることになります。今の私は『何者』かと。



金田 康良

2023年 2月



# 令和5年度税制改正大綱

令和5年度税制改正大綱が発表され国会で審議されます。資産課税の強化やインボイス制度導入円滑化のための見直しなど私たちにとって重要な改正案となりました。

## ◆ 生前贈与加算の加算期間の延長（増税）

相続税の課税価格に参入する贈与（生前贈与加算）については相続開始前の加算期間が3年から7年に延長される。

（適用期間：令和6年以後の贈与分から）

（注1）延長された4年の間に受けた贈与については合計100万円までは相続財産に加算しない。

（注2）実質4年目の贈与は令和9年以後。加算期間が7年になる完全移行は令和13年以後

例) R10年まで毎年100万円贈与、相続開始R11年1月1日の場合

相続税に加算する贈与額（従来は太字の3年分300万円）

$$\Rightarrow (R10\text{年}100\text{万円} + R9\text{年}100\text{万円} + R8\text{年}100\text{万円} + R7\text{年}100\text{万円} \\ + R6\text{年}100\text{万円}) - 100\text{万円} \text{ (注1)} = 400\text{万円}$$

## ◆ 贈与税の相続時精算課税制度の見直し（減税）

贈与税の相続時精算課税制度について制度選択後の贈与のうち毎年110万円までの贈与については課税しない。また受贈した土地建物が災害により被害を受けた場合は、相続時に被害部分を控除する。

（適用時期：令和6年1月1日以降）



## ◆ NISA の拡充・恒久化（減税）

令和6年以後、現行のNISA（少額投資非課税制度）の拡充・恒久化が行われ非課税保有期間は無期限となる。

①『つみたて投資』年間投資枠：120万円

②『成長投資』年間投資枠：240万円

①+②の合計金額360万円が最大限となる

（注1）生涯非課税限度額は1,800万円（うち成長投資枠は1,200万円まで）

（注2）18歳以上が対象⇒18歳未満のジュニアNISAは終了



## ◆ インボイス制度導入円滑化のための措置（減税？）

インボイス制度導入円滑化のため以下の措置が設けられます。

### ① 免税事業者の負担軽減措置（2割納税）

免税事業者が課税事業者として適格請求書発行事業者の登録をした場合の負担軽減を図るため、納税額を3年間売上税額の2割に軽減する。（簡易課税制度との有利選択可）

（要注）令和5年10月1日以前に『課税事業者選択届出書』を提出している場合は  
**適用しない。**

### ② 中小企業者の事務負担軽減（緩和）

中小企業者等の事務負担の軽減の観点から令和5年10月1日から**6年間、税込み1万円未満の課税仕入れについて、帳簿のみで仕入税額控除を可能とする。（インボイスの保存要件不要）**

（注）中小企業者等：基準期間の課税売上高が1億円以下の事業者などをいう。

### ③ 少額な返還インボイスの交付義務の見直し（緩和）

値引き等を行った場合の『返還インボイス』の交付義務について、令和5年10月1日以降の**税込み1万円未満の値引き等は交付不要とする。**

例）売上請求書から振込相当額を差し引いて振り込むケース

⇒ 本来なら差し引いた金額の『返還インボイス』の交付が必要

## ◆ 超高所得者層への税負担の適正化（増税）

極めて高い水準にある所得（30億円前後）に対する最低限の負担措置を導入する。

（令和7年分の所得税から）

① 所得税額

② （基準所得金額—特別控除額3.3億円）×22.5%

⇒ ②が①を上回る場合の差額を納税

（注）基準所得金額：申告不要の配当金・上場株の売却益を加算した  
合計所得金額



## ◆ 中小企業の法人税の軽減税率の特例の延長（減税）

資本金1億円以下の中小法人の年800万円以下の所得については本則の19%から15%への税率適用を令和7年3月31日までに開始する事業年度まで延長する。

## ◆ 電子帳簿保存制度の見直し（緩和）

### ① 電子取引のデータ保存制度

売上高 5,000 万円以下の事業者 ⇒ 以下の場合『検索要件』を不要に

- ・求めに応じ電磁的記録の出力書面の提示・提出ができる場合
- ・税務署による電子データのダウンロードの要求に応じる場合

(令和 6 年 1 月 1 日以後)



### ② スキャナー保存制度

★以下の要件を廃止

- ・解像度・諧調・大きさに関する情報の保存
- ・出力書面の保存

★帳簿との相互関連性については契約書・領収書等の重要書類に限定

(令和 6 年 1 月 1 日以後)

## ◆ その他の関連税制

☆研究開発税制の見直し（令和 7 年度末まで 3 年間延長）

☆個人事業者の各種届出書の簡素化（届出書の一括統一化）

等々

改正内容についてわかりやすく簡素化しておりますので不明点があれば弊事務所までお問い合わせください。

気さくで、信頼できる頼もしい  
顧問税理士として税務・経営・経  
理の相談、指導等により企業活動  
へのサポートを行っています。お  
気軽にご相談下さい。



金田会計事務所 〒541-0052 大阪市中央区安土町 3 丁目 2 番 14 号 イワタニ第二ビル 10 階

TEL (06)6264-3328 FAX (06)6264-3329

E-Mail : info@kaneda-kaikei.com URL : http://kaikei.asia/